

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター物品の製造契約、物品の
購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領

15国研セ第10-83号
平成15年10月24日
最終改正 2国研セ第21030903号
令和 3年 3月12日

(指名停止)

- 第1 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター会計規程第7条第1項第7号に規定する契約責任者（以下「契約責任者」という。）は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター契約競争参加者等資格審査要領第6条各項の規定により独立国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約（以下「物品等契約」という。）に係る競争参加有資格者として登録されている者（以下「有資格者」という。）が別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止、指名回避、指名留保、不選定等の名称を問わず、一定の要件に該当するため、物品等契約を受注させるのにふさわしくない有資格者として、契約責任者が一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置（以下「指名停止」という。）を行うものとする。
- 2 契約責任者が指名停止を行ったときは、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）の物品等契約を締結する事務を行う者で、センターに所属する者（以下「契約担当者」という。）は、物品等契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第2 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
- 一 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
- 二 別表第1号から第4号までまたは第5号から第11号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号までまたは第5号から第11号までの措置要件に該当することとなったとき

(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 契約責任者は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 契約責任者は、有資格者について極めて悪質な事由があるためまたは極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 契約責任者は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 契約責任者は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不法行為に対する指名停止期間の特例)

第3 契約責任者は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不法行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- 一 談合情報を得た場合、または契約担当者が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第6号、第9号または第11号に該当したとき。
- 二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長若しくは、各独立行政法人の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、またはあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第5号、第6号または第7号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。
- 三 センター及び農林水産省並びに農林水産省が所管する他の独立行政法人(以下「当該機関」という。)または他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)または談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第8号、第9号、第10号または第11号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

第4 契約責任者は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、または第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、

別紙様式第2号または別紙様式第3号により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第5 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ契約責任者の承認を受けたときはこの限りでない。

(指名停止の報告)

第6 契約責任者は、第1第1項の規定により指名停止を行い、第2第5項の規定により指名停止の期間を変更し、または第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ別紙様式第4号、別紙様式第5号または別紙様式第6号によりセンターを所管する主務省庁に報告するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第7 契約責任者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができる。

附 則 (平成15年10月24日 15国研セ第10-83号)

(施行期日)

1 この要領は、平成15年10月24日から適用する。

(経過措置)

2 指名停止の措置要件に該当する事由が、平成15年10月24日以前に生じたものは、契約責任者の承認により指名停止等の措置を行うことができるものとする。

附 則 (平成27年3月31日 26国研セ第15032313号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月12日 2国研セ第21030903号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

(センターの契約責任者の所管する区域の一部内は、所在地の属する都道府県の区域及び当該都道府県の隣接する都道府県の区域内(沖縄県にあっては、九州全区域とする。))

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロまたはハに掲げる者がセンターの職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格者である個人または有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>ロ 有資格者の役員またはその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次のイ、ロまたはハに掲げる者がセンターの職員以外の当該機関職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>3 次のイ、ロまたはハに掲げる者がセンターの契約責任者の所管する区域の一部内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、また</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から</p>

は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
イ 代表役員等	3ヶ月以上9ヶ月以内
ロ 一般役員等	2ヶ月以上6ヶ月以内
ハ 使用人	1ヶ月以上3ヶ月以内
4 次のイまたはロに掲げる者がセンターの契約責任者の所管する区域の一部外において他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕または公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヶ月以上9ヶ月以内
ロ 一般役員等	1ヶ月以上3ヶ月以内
(独占禁止法違反行為)	
5 センターの契約責任者の所管する区域の一部内において、業務に関し独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、物品等契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内
6 次のイまたはロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、物品等契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ センターの契約担当者	3ヶ月以上12ヶ月以内
ロ センターの契約担当者以外の当該機関の工事請負契約担当者	2ヶ月以上9ヶ月以内
7 センターの契約責任者の所管する区域の一部外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から1ヶ月上9ヶ月以内

<p>(競売入札妨害または談合)</p> <p>8 次のイまたはロに掲げる者が締結したびっぴん等契約に関し、一般役員等または使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から</p>
<p>イ センターの契約担当者の所管する区域の一部内の他の公共機関の職員</p>	<p>2ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>ロ センターの契約担当者の所管する区域の一部外の他の公共機関の職員</p>	<p>1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>9 次のイまたはロに掲げる者が締結した物品等契約に関し、一般役員等または使用人が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から</p>
<p>イ センターの契約担当者</p>	<p>3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>ロ センターの契約担当者以外の当該機関の物品等契約担当者</p>	<p>2ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>10 他の公共機関の職員が締結した物品等契約に関し、代表役員等人が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>11 センターの契約担当者以外の当該機関の物品等契約担当者が締結した物品等契約に関し、代表役員等人が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から4ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(不正または不誠実な行為)</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、物品等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>13 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起さ</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>

れ、または禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品等契約の相手方として不適當であると認められるとき。

番 号
年 月 日

住 所
商号または名称
代表者氏名 殿

理 事 長 (押印省略)

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 所 が (の) ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は係る事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

- 1 指名停止の期間 ②
- 2 指名停止の理由 ③

(備考)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に明記する。
- 2 ②には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
また、措置対象区域は、別表第1第6号または、第8号の措置要件に該当する場合に記載する。
- 3 ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

住 所
商号または名称
代表者氏名 殿

理 事 長 (押印省略)

指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け、 国研セ第 一 号をもって貴
の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内
容を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

住 所
商号または名称
代表者氏名 殿

理 事 長 (押印省略)

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け、 国研セ第 一 号をもって貴
の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通
知する。

(備考)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

農林水産省 農林水産技術会議事務局長 殿

理 事 長 (押印省略)

指 名 停 止 報 告 書

商 号 また は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	
登録工事種別、等級及び 当該等級における順位	
指名停止及び契約の実績	

上記の有資格者について、当センター「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第 号の措置要件に該当する事実があるため、指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由
- 3 通知を行わなかった場合には、その理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

農林水産省 農林水産技術会議事務局長 殿

理 事 長 (押印省略)

指 名 停 止 変 更 報 告 書

商 号 また は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け、国研セ第
一 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この 度、下記のと
おり当該指名停止の内容を変更したので報告する。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

農林水産省 農林水産技術会議事務局長 殿

理 事 長 (押印省略)

指 名 停 止 解 除 更 報 告 書

商 号 また は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け、国研セ第
一 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この 度、下記の
理由により当該指名停止を解除したので報告する。

記

理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。